

## 役員報酬について

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、かつ、株主利益にも配慮した報酬体系とし、取締役会で定めている「役員報酬・賞与に関する内規」（以下、「内規」という。）に従い、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は内規で定めた範囲において、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬により構成し、監督機能を主とする社外取締役については、基本報酬、業績連動報酬等を支払うことといたします。

「内規」には役位ごとに基準年額、基準月報、月報範囲、基準割当株式金額、基準賞与が定められております。

なお、2021年4月以降は指名・報酬委員会（以下、「委員会」という。）を設置しそこの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、内規に定めた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

なお、2021年4月以降は委員会を設置しそこの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

#### <業績連動報酬について>

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため原則として連結当期純利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績及びグループ会社の業績、株主への配当、従業員への賞与等も勘案して決定し、役員賞与として支給しております。

具体的な数値につきましては連結当期純利益10億円を利益達成の目標基準額と定めそこから前後2億円以上の変動で基準賞与に15%の加減を、さらに前後5億円以上の変動で30%の加減を行っております。また、連結当期純利益が5億円未満の場合は業績連動報酬等については支給いたしません。現時点では当期純利益が18億円を超えた場合または多額の特別損益等が発生した場合は別途取締役会で協議するものとしております。さらに経営計画についての上全社貢献度を3段階で評価して基準賞与に10%~20%を加算することとしております。

#### <非金銭報酬等について>

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし内規に従い役位ごとに付与いたします。その割合はおおよそ月額報酬の10%程度を目途とし、現時点では2020年6月25日の株価を前提に株数を決定し固定しております。なお、付与のタイミングは原則として定時株主総会終結後の最初の取締役

会にて決議を行い、譲渡制限期間は 30 年または会社が認めた場合（退任等）としております。社外役員につきましては、非金銭報酬等の対象とはしておりません。

株数につきましても、今後は委員会からの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払時期につきましては、毎年 6 月の定時株主総会終了後の取締役会においてその期の株式報酬として支給を決議し、7 月上旬に付与を行っております。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等がおおよそ 7：2：1 程度となっております。業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式です。

役位にかかわらず現時点では上記のような割合で内規を作成しております。

今後につきましては委員会にて議論を行い適切な割合について審議し見直しを行うことといたします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、定められた内規の範囲内にて取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について一任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

社外取締役ににつきましては、支払基準に達した場合に月額報酬の約 1 か月分相当額を業績連動報酬等として支払うこととしております。

なお、2021 年 4 月以降は委員会を設置しそこの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、役員賞与を支給する場合は毎年 5 月末に支払いを行っております。

今後につきましては委員会において個人別の報酬等についても審議を行いその答申を得ることとし、その答申の範囲内で取締役社長が決定するものといたします。なお、答申につきましては現時点で定めている譲渡制限付株式の個人別割当株数につきましてもその対象といたします。

なお、委員会の委員につきましては、独立社外取締役を過半数とし、監査役会議長（常勤監査役）がオブザーバーとして参加する形態としております。委員会におきましては、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会規則事項（基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、それらの割合等）について審議を行い、答申を行う予定です。開催頻度については四半期に 1 度行うこととしております。

f. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

現時点においては譲渡制限付株式の無償取得事由以外のクローバック条項等については定められておりませんが、今後委員会において審議するなかで必要と認められる場合においては制定について審議してまいります。

取締役は平成 26 年第 151 期定時株主総会において報酬限度額を年額 220 百万円以内に改定する決議をしております。監査役は平成 21 年第 146 期定時株主総会において、報酬限度額を年額 50 百万円以内と決議しております。

株主総会で承認いただいた限度額の範囲内で、取締役については上記方針に従い決定し、監査役については、監査役の協議で決定することとなっております。さらに、平成 30 年第 155 期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬を決議し、報酬枠を取締役については年額 40 百万円以内（総数 15,000 株を上限とする）、監査役については年額 10 百万円以内（総数 3,500 株を上限とする）と決議しております。

### ストックオプションについて

当社は、過去 3 回ストックオプションの付与を実施し、平成 18 年 3 月末にて終了しています。